

令和7年度 奨学給付金(専攻科)申請について～家計急変世帯～

奈良県では、主たる生計維持者等の失職や会社の経営悪化など予期せぬ事象により主たる生計維持者等の収入が大幅に減少するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)または要件を満たす課税の世帯に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため奨学給付金を支給します。

1 対象となる世帯

基準日(※)現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

(※)家計急変時期が7月1日までの場合は7月1日、
以後の場合は申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の1日。

(1) 主たる生計維持者等が奈良県内に住所を有していること

※主たる生計維持者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

(2) 生徒が私立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科に在学していること

※平成26年4月以降の入学者であること

(3) 生徒が大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないこと

- ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
- ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
- ・前年度における出席率が5割以下の者

(4) 家計が急変し、主たる生計維持者等全員が以下のいずれかの世帯区分に相当すると認められる世帯

- ① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)
- ② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満(①以外)
- ③ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円未満かつ多子世帯(3人以上扶養)(①②以外)

※主たる生計維持者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません。

<非課税世帯に相当する世帯の年収見込み額>

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	約147万円以下	約182万円以下	約217万円以下

※要件を満たす課税の世帯に相当する場合の年収見込み額については、個別にご相談ください。

注意！

「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯または要件を満たす課税の世帯は、7月に受付を開始する通常の奨学給付金の方をご活用していただくようお願いいたします。(通常分と家計急変分の両方を受給することはできません)

2 必要書類

① 申請書

- ・ 私立用【家計急変用】(専攻科)の様式を使用して下さい。
- ・ 申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入して下さい。
- ・ 消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入して下さい。

② 口座振替申出書

- ・ 銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(申請者)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい。

③ 扶養誓約書 ※世帯区分③で申請する場合のみ

- ・ 申請日現在の市町村民税における扶養の状況を記入して下さい。

④ 家計急変の発生事由を証明する書類

例:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、申請理由書など家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。

※定年退職など任期の定めのある退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。

※申請理由書については、業種や家計急変が発生した理由を詳しく記入してください。

⑤ 家計急変後の収入を証明する書類 **家計が急変した主たる生計維持者等分**

下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。

会社員等

家計急変後少なくとも3ヶ月分の会社作成の給与明細書または給与見込
(例1) 会社作成の給与明細書3ヶ月分以上
(例2) 直近の給与明細書2ヶ月分+会社作成の給与見込1ヶ月分

自営業等

家計急変後1年間の年間収支見込計算書
+

経費の内訳や売上等が確認できる書類

例:家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類、残高試算表、税理士または公認会計士の作成した書類

⑥家計急変前の収入を証明する書類 **主たる生計維持者等全員分**

・令和7年度(令和6年分)の課税証明書(コピー可)

※主たる生計維持者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの

⑦(代理受領を希望する場合のみ)代理受領委任書

上記の書類をもとに、家計急変発生後の1年間の年収見込額を推計し、判断します。

※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※申請日から基準日まで申請状況に変更が生じた場合は直ちに申し出てください。

3 家計急変の事由

以下の要件のうちいずれかに当てはまること。

(1)主たる生計維持者等の一方(または双方)が死亡

(2)主たる生計維持者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難

(3)主たる生計維持者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の理由コードにあてはまる場合対象となります。

1A(11)	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年以上雇用止め通知あり)
2B(22)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満更新明示なし)
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。)
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職

(参考)5E:被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

(4)被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生

(5)その他、予期せぬ事象(会社の経営悪化、給与削減、離婚等)により

収入が1(4)のいずれかに相当するまで激減

4 給付額

家計急変を申請した日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認して下さい。

※支給は生徒1人につき年に1回です。

○7月1日以前に家計急変が発生し期日までに申請された場合

世帯状況により、下記の年額を支給します。

相当する世帯区分	支給額（年額）
①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）	52,100円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満（①以外）	10,420円
③道府県民税所得割及び市町村民税所得割264,500円未満 かつ多子世帯（3人以上扶養）（①②以外）	10,420円

○7月2日以降に家計急変が発生し期日までに申請された場合

◆申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

世帯区分①で8月1日に申請した場合

$$52,100円（年額） \times 8ヶ月（8月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 34,733円 \\ \rightarrow 34,733円支給$$

◆申請日が月の初日以外の場合は、申請の月の翌月から算定した額を支給します。

世帯区分②で12月20日に申請した場合

$$10,420円（年額） \times 3ヶ月（1月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 2,605円 \\ \rightarrow 2,605円支給$$

5 申請期日

家計急変後、下記の期日まで、随時受け付けます。

○7月1日以前に家計の急変が発生した場合

令和7年10月31日（金）までに県教育振興課に提出（消印有効）

※書類が揃わず、上記の日付までに提出できない場合は、在学する高等学校等専攻科（県外の高等学校等専攻科に在学する場合は県）にお伝えください。

○7月2日以降に家計の急変が発生した場合

令和8年2月3日（火）までに県教育振興課に提出（消印有効）

6 支給日

審査が終了したもののから順次振り込みます。

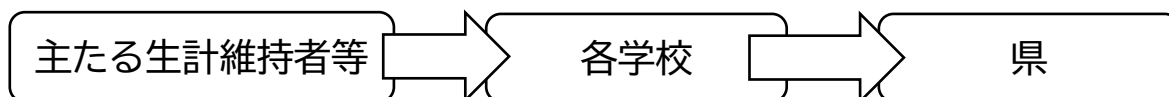
兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。

7 提出先・問合せ先

<奈良県内の私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)専攻科>

在学している高等学校等専攻科にお問い合わせ下さい。

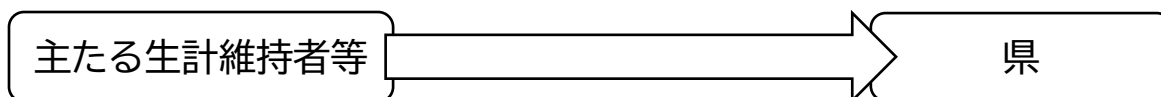
書類提出の流れ



<奈良県外の私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)専攻科>

奈良県教育振興課にお問い合わせ下さい。

書類提出の流れ



※在学する学校に在学証明を記入していただいた上で、県に直接送付してください。

【提出先】〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

奈良県のホームページからも、申請書等のダウンロードができます

奈良県 私立学校奨学給付金

検索



奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

皆さんはこれらに当てはまりますか？

- 主たる生計維持者等は奈良県に住んでいます。
→他府県にお住まいの場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- お子様は、申請日時点で、私立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科に在学し、休学していません。
- 課税証明書で、市町村民税と県民税の所得割に金額が記載されています。
(主たる生計維持者等全員)
→主たる生計維持者等全員の所得割が非課税(0円)または要件を満たす課税の世帯の場合は、通常の奨学給付金で申請してください
- 予期せぬ事象により収入が非課税または要件を満たす課税の世帯に相当するまで激減した。
→主たる生計維持者等全員の証明が必要になります。

皆さんは下のどれに当てはまりますか？ で確認してください

すべての☑が入るのが対象の区分です

専攻科へ子どもが通学している。

主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である。

①区分
52,100円

主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満相当である。

②区分
10,420円

主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円未満相当である。

③区分
10,420円

市町村民税上の扶養人数が3人以上である。



「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯または要件を満たす課税の世帯の場合は、通常の奨学給付金で申請してください。